

6. 生きがいがづくり・その他の制度を利用する

生きがいがづくり

1 老人クラブ

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

老人クラブは、高齢者の生きがいがづくりや健康づくりを目標とした、地域の自主的な事業です。

それぞれの老人クラブでは、会員同士が話し合いながら、趣味のサークル活動やバス旅行等を楽しんでいるほか、地域の清掃活動等、地域を豊かにする社会活動も盛んに行っています。

老人クラブへの入会を希望する方や、新しく老人クラブを立ち上げたい方は、春日井市老人クラブ連合会事務局まで、お問い合わせください。

- 対象者
おおむね 60 歳以上の方
- 問い合わせ先
春日井市老人クラブ連合会事務局 電話 (0568) 85-6176 (市役所地域福祉課内)

2 各種講座

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

◇ かすがい熟年大学

生活、歴史、文学、健康科学、芸術文化の5コースがあり、各コースとも年 15 回講座です(合同講座2回を含みます)。

- 問い合わせ先
文化・生涯学習課 電話 (0568) 85-6447

◇ 高齢者学級

健康、生きがいが、仲間づくり等をテーマに市内の各公民館で開催します。

- 問い合わせ先
 - ・ 中央公民館 電話 (0568) 33-1111
 - ・ 知多公民館 電話 (0568) 32-8988
 - ・ 鷹来公民館 電話 (0568) 84-7071
 - ・ 坂下公民館 電話 (0568) 88-5555
 - ・ 東部公民館 電話 (0568) 92-8511 (東部市民センター)



◇ 高齢者・障がい者合同教養講座

60 歳以上の方、障がい者の方を対象に健康体操やパソコン等の講座を総合福祉センターで開催します。

- 申込先・問い合わせ先
総合福祉センター 電話 (0568) 84-3611

3 老人憩いの家

地域福祉課

電話 (0568) 85-6176

高齢の方の教養の向上とレクリエーション等の場として、市内に 15 か所設けています。各地区の老人憩いの家は、人と人とのふれあいの場としてあなたの仲間づくりや生きがいを応援しています。

- 対象者
原則、市内在住の 60 歳以上の人
- 利用時間
施設により異なります。
- 休館日
施設により異なります。

施設名	所在地
柏井 老人憩いの家	柏井町 3-13
松原 老人憩いの家	東野町西 1-8-1
上条 老人憩いの家	上条町 5-4065-5
小野 老人憩いの家	小野町 2-75
ひなご 老人憩いの家	熊野町 1575
桃山 老人憩いの家	桃山町 2-247-1
不二 老人憩いの家	気噴町北 1-225
北城 老人憩いの家	大泉寺町 1010
八田 老人憩いの家	八田町 3-15-5
緑ヶ丘 老人憩いの家	石尾台 6-5-15
桃花園 老人憩いの家	東山町 5-15-6
水辺 老人憩いの家	藤山台 2-7-1
味美 老人憩いの家	味美西本町 1932-1
高蔵寺 老人憩いの家	高蔵寺町 5-8
勝川 老人憩いの家	勝川町 3-49-2



4 生きがい関連施設

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

◇ 福祉の里レインボープラザ

高齢者をはじめ、障がい（児）者、児童すべての市民がお互いにふれあい、心身のリフレッシュができる施設です。主な施設として、浴室、休憩コーナー、娯楽室、機能回復訓練室、健康生活相談室、トレーニング室、和室、視聴覚室、幼児室、会議室、研修室、多目的室のほかレストランがあります。また、シルバー人材センターの分室もあります。

● 問い合わせ先

福祉の里レインボープラザ（神屋町字引沢 57-1） 電話（0568）88-7007

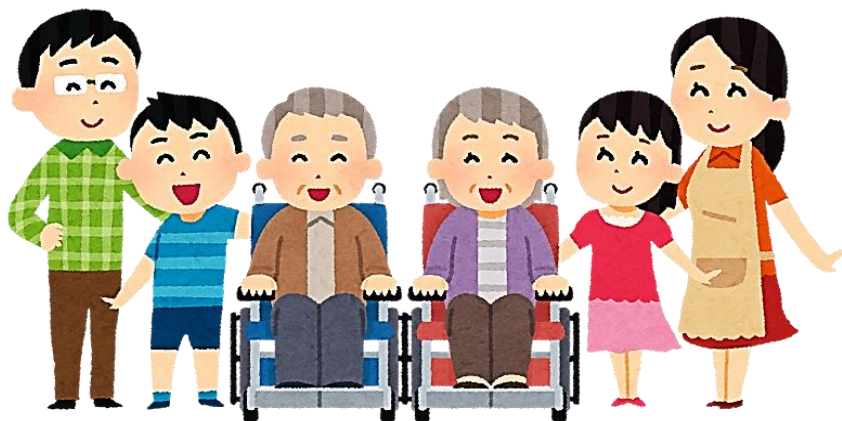


◇ 総合福祉センター

市内の障がい者・高齢者・児童及び母子等のみなさんに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場として利用していただくほか、広く市民のみなさんの社会福祉活動及び教養・文化活動に活用されることを目的とした福祉活動の拠点施設です。障がい者センター、老人センター、児童センター、母子憩いの家があります。

● 問い合わせ先

総合福祉センター（浅山町 1-2-61） 電話（0568）84-3611



5 シルバー人材センター

本文中の問い合わせ先へご連絡ください

健康で働く意欲のある、原則として 60 歳以上の方の豊かな経験や能力を活かすため、家庭や事業主から依頼のあった仕事を提供します。

● 申込先・問い合わせ先

シルバー人材センター 電話（0568）84-3515



その他の制度

1 後期高齢者福祉医療

保険医療年金課

電話 (0568) 85-6194

医療機関などを受診した際の、医療保険適用後の自己負担額を助成します。

● 対象者 (後期高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する方)

- ① 身体障がい者手帳1級から3級の方(ただし、腎臓機能障がいの方は1級から4級、進行性筋萎縮症の方は1級から6級)
- ② 療育手帳A又はB判定の方
- ③ 自閉症状群(高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む。)と診断されている方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の方
- ⑤ 要介護4又は5と認定されてから3か月以上経過している認知症又は寝たきりの状態にある方(所得制限等あり)
- ⑥ 市内に親族がいないひとり暮らしの方で、地方税法上の被扶養者になっていない方(所得制限等あり)
- ⑦ 母子・父子家庭と同じ状況にある方(所得制限あり)
- ⑧ 自立支援医療(精神通院)の適用を受けている方

※手続きや助成内容の詳細については、保険医療年金課へお尋ねください。

2 さわやか収集

清掃事業所

電話 (0568) 84-3211

家庭から出るごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な方を対象に、分別されたごみを玄関先まで取りに伺うことにより、排出の支援を行います。

● 対象者

身近な人の協力が得られない介護保険の要支援か要介護認定を受けている65歳以上のひとり暮らしの方や、各種障がい者手帳を交付されているひとり暮らしの方等



3 郵便等による不在者投票（※選挙期日の4日前までに手続きが必要です。）

選挙管理委員会（総務部総務課）

電話（0568）85－6071

介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、郵便等投票証明書を提示することにより、郵便等による不在者投票（在宅投票）ができます。郵便等投票証明書をお持ちでない方は、お早めに郵便等投票証明書交付申請書（氏名を自署してください。）に介護保険の被保険者証を添えて、選挙管理委員会に申請してください。

また、郵便等による不在者投票ができる方のうち一定の障がい^①に該当する方は、別途申請することにより、代理人に投票に関する記載をしてもらうこと（代理記載制度）ができます。

申請方法や交付要件等の詳細については、選挙管理委員会へお尋ねください。

